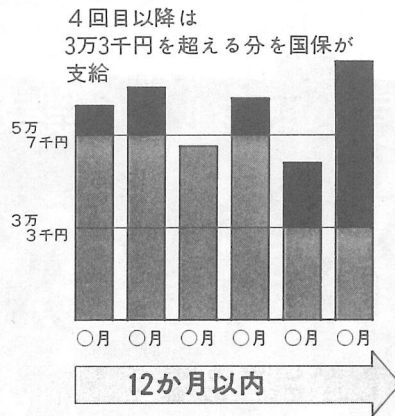


# こくほQ&A

## 高額療養費の支給

**Q** 高額療養費を受けた回数が多くなると、さらに自己負担額が軽減されるしくみがあると聞きました……。

**A** 高額療養費の支払いが過去12か月以内に4回以上あった場合です。



過去12か月以内に、ひとつの世帯で、高額療養費の支払いが4回以上あった場合、4回目以降は、1か月3万3,000円（住民税非課税世帯は2万2,200円）を超えた分について、あとで払い戻されます。

## 成人病の早期発見は 短期人間ドックで

病気によっては自覚症状がないまま進行するものがありますが、特に成人病といわれるガンや心臓病・脳卒中などは全く気づかないうちに病状が悪化し、症状が表れたときには、すでに手遅れというケースも少なくありません。

このような恐ろしい病気にかららないよう、自分は「健康」だと感じているときから定期的に健診を受け、病気の早期発見に努めることが何よりも大切なことです。

町では、こうした目的で、国民健康保険の加入者を対象に「短期人間ドック」を開設しています。

健康は家族全員の願いです。わずかな費用と日数で健康管理に役立つこの制度を、ぜひご利用ください。

☆利用できる人  
国保加入者で35歳から70歳未満の人

☆期間は  
1泊2日と2泊3日

☆どこの病院で  
組合立 東陽病院

☆負担金は  
8,807円（1泊2日）  
9,270円（2泊3日）

総費用61,800円の85%は町が負担します。

☆申し込み・お問い合わせ先  
住民課国保係（☎内線41）へ

## 該当者は申請してください

### 母子家庭で就学児童をおもちのみなさん

母子家庭等で、児童が高等学校等に在学中にもかかわらず、満18歳に達したことに伴い、児童扶養手当を受給できなくなった人に対し、修学費補助制度があります。

次の要件に該当するときは申請してください。

- 1、高等学校等に在学中に児童が満18歳に達したことに伴い、児童扶養手当の受給資格を喪失した場合
- 2、高等学校等に在学中に児童が満18歳に達した後、新たに母子家庭となった場合に
- 3、高等学校等に在学中に児童が満18歳に達した後、父と生計が別になった場合や遺族年金等を受給することができなくなった場合

■申請に必要なもの  
在学証明書・所得証明書等  
※申し込み・お問い合わせは福祉課（☎内線29）へ。

### 母子家庭修学費助成制度

## 4月1日から 法務局手数料等改正

平成2年4月1日から、手数料等が改正になりました。主な改正点は次のとおりです。

申請内容	手数料額
①登記簿の謄本・抄本、登記事項証明書	1通 500円
②登記簿等の閲覧	1登記用紙(事件)300円
③地図又は建物所在図の全部又は一部の写し	1筆(個) 300円
④地図又は建物所在図の閲覧	1枚 300円
⑤印鑑の証明書	1件 300円

④ ①の手数料は、平成3年4月1日から600円となります。詳しくは、千葉地方法務局八日市場支局（☎0302）へ。